

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条関係

現 行	改 正 案
<p>(議会の議員の議員報酬・費用弁償等)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2～4 一略一</p> <p>5 前項の期末手当の額は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「議会の議員の受けるべき議員報酬月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該議員報酬月額に加算した額」と、「100分の120」とあるのは「<u>100分の160</u>」とする。</p> <p>(知事等の給与及び旅費)</p> <p>第3条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 前項の寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「知事等の受けるべき給料月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該給料月額に加算した額」と、「100分の120」とあるのは「<u>100分の160</u>」とする。</p> <p>4 一略一</p>	<p>(議会の議員の議員報酬・費用弁償等)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2～4 一略一</p> <p>5 前項の期末手当の額は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「議会の議員の受けるべき議員報酬月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該議員報酬月額に加算した額」と、「100分の120」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の165</u>」とする。</p> <p>(知事等の給与及び旅費)</p> <p>第3条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 前項の寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「知事等の受けるべき給料月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該給料月額に加算した額」と、「100分の120」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の165</u>」とする。</p> <p>4 一略一</p>

第2条関係

現 行	改 正 案
<p>(議会の議員の議員報酬・費用弁償等)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2～4 一略一</p> <p>5 前項の期末手当の額は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「議会の議員の受けるべき議員報酬月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該議員報酬月額に加算した額」と、「100分の120」とあるのは「<u>6月に</u></p>	<p>(議会の議員の議員報酬・費用弁償等)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2～4 一略一</p> <p>5 前項の期末手当の額は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「議会の議員の受けるべき議員報酬月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該議員報酬月額に加算した額」と、「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」</p>

<p>支給する場合には100分の160、12月に支給する 場合には100分の165」とする。</p>	<p>とする。</p>
<p>(知事等の給与及び旅費)</p>	<p>(知事等の給与及び旅費)</p>
<p>第3条 一略一</p>	<p>第3条 一略一</p>
<p>2 一略一</p>	<p>2 一略一</p>
<p>3 前項の寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「知事等の受けるべき給料月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該給料月額に加算した額」と、「100分の120」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の165</u>」とする。</p>	<p>3 前項の寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「知事等の受けるべき給料月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該給料月額に加算した額」と、「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>
<p>4 一略一</p>	<p>4 一略一</p>

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条関係（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 一略一</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員等の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員等のうち再任用職員以外の職員等 当該職員等の勤勉手当基礎額に当該職員等がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員等にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u>（特定幹部職員にあつては、100分の112.5）<u>を乗じて得た額の総額</u></p> <p>(2) 前項の職員等のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>（特定幹部職員にあつては、100分の55）<u>を乗じて得た額の総額</u></p> <p>3～5 一略一</p> <p>別表第1～別表第6 一略一</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 一略一</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員等の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員等のうち再任用職員以外の職員等 当該職員等の勤勉手当基礎額に当該職員等がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員等にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の92.5</u>（特定幹部職員にあつては、100分の112.5）、<u>12月に支給する場合には100分の102.5</u>（特定幹部職員にあつては、100分の122.5）<u>を乗じて得た額の総額</u></p> <p>(2) 前項の職員等のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45</u>（特定幹部職員にあつては、100分の55）、<u>12月に支給する場合には100分の50</u>（特定幹部職員にあつては、100分の60）<u>を乗じて得た額の総額</u></p> <p>3～5 一略一</p> <p>別表第1～別表第6 一略一</p>

第2条関係（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（勤勉手当）</p> <p>第21条 一略一</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員等の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>（1）前項の職員等のうち再任用職員以外の職員等 当該職員等の勤勉手当基礎額に当該職員等がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員等にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の92.5（特定幹部職員にあつては、100分の112.5）、12月に支給する場合には100分の102.5（特定幹部職員にあつては、100分の122.5）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>（2）一略一</p> <p>3～5 一略一</p>	<p>（勤勉手当）</p> <p>第21条 一略一</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員等の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>（1）前項の職員等のうち再任用職員以外の職員等 当該職員等の勤勉手当基礎額に当該職員等がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員等にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の97.5（特定幹部職員にあつては、100分の117.5）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>（2）一略一</p> <p>3～5 一略一</p>

第3条関係（一般職の任期付職員等の採用等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案																																
<p>（給与に関する特例等）</p> <p>第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員等（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員（以下「企業職員」という。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">号給</th> <th style="width: 85%;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">382,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">430,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">481,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">544,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">621,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">725,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	382,000	2	430,000	3	481,000	4	544,000	5	621,000	6	725,000	<p>（給与に関する特例等）</p> <p>第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員等（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員（以下「企業職員」という。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">号給</th> <th style="width: 85%;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">383,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">430,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">481,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">544,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">621,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">725,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	383,000	2	430,000	3	481,000	4	544,000	5	621,000	6	725,000
号給	給料月額																																
	円																																
1	382,000																																
2	430,000																																
3	481,000																																
4	544,000																																
5	621,000																																
6	725,000																																
号給	給料月額																																
	円																																
1	383,000																																
2	430,000																																
3	481,000																																
4	544,000																																
5	621,000																																
6	725,000																																

7	848,000	7	848,000
2～5	－略－	2～5	－略－
第5条	－略－	第5条	－略－
2	<p>特定任期付職員に対する給与条例第10条第3項、第12条の3、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員等（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第12条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員等」とあるのは「特定任期付職員（医療業務に従事する者で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員等」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の160</u>」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例第4条の規定」とする。</p>	2	<p>特定任期付職員に対する給与条例第10条第3項、第12条の3、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員等（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第12条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員等」とあるのは「特定任期付職員（医療業務に従事する者で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員等」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の165</u>」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例第4条の規定」とする。</p>

第4条関係（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
第5条	－略－
2	<p>特定任期付職員に対する給与条例第10条第3項、第12条の3、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員等（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第12条の</p>
2	<p>特定任期付職員に対する給与条例第10条第3項、第12条の3、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員等（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第12条の</p>

3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員等」とあるのは「特定任期付職員(医療業務に従事する者で人事委員会の定めるものに限る。)」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等(次項において「管理職員」という。)」とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員等」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の165」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例第4条の規定」とする。

3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員等」とあるのは「特定任期付職員(医療業務に従事する者で人事委員会の定めるものに限る。)」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等(次項において「管理職員」という。)」とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員等」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例第4条の規定」とする。

第5条関係(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

現 行	改 正 案																																																				
<p>(給与に関する特例等)</p> <p>第5条 第1号任期付研究員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員(以下「企業職員」という。))を除く。以下この条、次条及び第8条において同じ。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">404,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">465,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">526,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">608,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">708,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">808,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第2号任期付研究員(企業職員を除く。以下この条及び次条において同じ。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">337,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">374,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">401,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～6 一略一</p>	号給	給料月額		円	1	404,000	2	465,000	3	526,000	4	608,000	5	708,000	6	808,000	号給	給料月額		円	1	337,000	2	374,000	3	401,000	<p>(給与に関する特例等)</p> <p>第5条 第1号任期付研究員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員(以下「企業職員」という。))を除く。以下この条、次条及び第8条において同じ。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">405,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">465,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">526,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">608,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">708,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">808,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第2号任期付研究員(企業職員を除く。以下この条及び次条において同じ。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">338,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">374,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">401,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～6 一略一</p>	号給	給料月額		円	1	405,000	2	465,000	3	526,000	4	608,000	5	708,000	6	808,000	号給	給料月額		円	1	338,000	2	374,000	3	401,000
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	404,000																																																				
2	465,000																																																				
3	526,000																																																				
4	608,000																																																				
5	708,000																																																				
6	808,000																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	337,000																																																				
2	374,000																																																				
3	401,000																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	405,000																																																				
2	465,000																																																				
3	526,000																																																				
4	608,000																																																				
5	708,000																																																				
6	808,000																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	338,000																																																				
2	374,000																																																				
3	401,000																																																				

第6条 一略一

2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第10条第3項、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員（以下この項及び次項において「第1号任期付研究員」という。）」と、「当該職員等」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「第1号任期付研究員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の160」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第5条の規定」とする。

第6条 一略一

2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第10条第3項、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員（以下この項及び次項において「第1号任期付研究員」という。）」と、「当該職員等」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「第1号任期付研究員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「、6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の165」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第5条の規定」とする。

第6条関係（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
（給与に関する特例等）	（給与に関する特例等）
<p>第6条 一略一</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第10条第3項、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」とい</p>	<p>第6条 一略一</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第10条第3項、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」とい</p>

う。) 」とあるのは「任期付研究員条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員（以下この項及び次項において「第1号任期付研究員」という。） 」と、「当該職員等」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「第1号任期付研究員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の165」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第5条の規定」とする。

う。) 」とあるのは「任期付研究員条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員（以下この項及び次項において「第1号任期付研究員」という。） 」と、「当該職員等」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「第1号任期付研究員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第5条の規定」とする。

山形県職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（案）新旧対照表

第1条関係（山形県職員の定年等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（定年）</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢60年とする。ただし、医師及び歯科医師である職員のうち、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）第4条第1項第6号イに規定する医療職給料表（1）の適用を受ける職員及び山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成14年12月県条例第65号）の規定に基づく給料表（医療業務に従事する医師及び歯科医師に適用されるものに限る。）の適用を受ける職員の定年は、年齢65年とする。</u></p> <p>（定年による退職の特例）</p> <p>第4条 任命権者は、<u>定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、その職員の職務の内容等からみて次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤</u></p>	<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 定年制度（第2条－第5条）</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条－第11条）</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第14条）</u></p> <p>附則</p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7並びに警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第2項の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>第2章 定年制度</u></p> <p>（定年）</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢65年とする。ただし、医師及び歯科医師である職員のうち、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「給与条例」という。）第4条第1項第6号イに規定する医療職給料表（1）の適用を受ける職員及び山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成14年12月県条例第65号。以下「病院事業局給与条例」という。）の規定に基づく給料表（医療業務に従事する医師及び歯科医師に適用されるものに限る。）の適用を受ける職員の定年は、年齢70年とする。</u></p> <p>（定年による退職の特例）</p> <p>第4条 任命権者は、<u>定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き</u></p>

務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件の特殊性によりその職員の退職による欠員を容易に補充することができないため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、人事委員会の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職

続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期

員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 一略一

限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 一略一

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、給与条例第10条第1項に規定する職、山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年12月県条例第62号)第5条第1項に規定する職及び病院事業局給与条例第5条第1項に規定する職(これらの職のうち給与条例第4条第1項第6号イに規定する医療職給料表(1)の適用を受ける職員が占める職、病院事業局給与条例の規定に基づく給料表(医療業務に従事する医師及び歯科医師に適用されるものに限る。)の適用を受ける職員が占める職その他の人事委員会規則で定める職を除く。)並びに副主幹その他の人事委員会規則で定める職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たつては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に降任等をする事。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上

で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に降任等をする
こと。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に降任等
等をすること。

2 前項の規定は、警察法第56条の4第1項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）」とあるのは「警察本部長は、警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官（以下「特定地方警務官」という。）に対し、同法第56条の4第1項の規定による任命（以下「特定任命」という。）」と、同項第1号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）」とあるのは「特定任命」と、「降任等を」とあるのは「特定任命を」と、同項第2号中「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第3号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「に降任等」とあるのは「に特定任命」と読み替えるものとする。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該

期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理

監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、地方公共団体の組合であつて人事委員会規則で定めるものの年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

（雑則）

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

1～5 一略一

（定年に関する経過措置）

6 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同条ただし書中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	67年

附 則
1～5 一略一

年3月31日まで		
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	69年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

7 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

8 警察本部長は、当分の間、警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官（以下「特定地方警務官」という。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

第2条関係（職員の懲戒に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(減給の効果)	(減給の効果)
第5条 減給は、1日以上1年以下給料（山形県	第5条 減給は、1日以上1年以下の期間、その

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年12月県条例第48号）第3条第1項の規定により教職調整額を支給される職員にあつては給料及び教職調整額、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては報酬（初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手当、農林漁業普及指導手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する額を除く。）の10分の1以下を減ずるものとする。

発令の日に受ける給料（山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年12月県条例第48号）第3条第1項の規定により教職調整額を支給される職員にあつては給料及び教職調整額、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては報酬（初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手当、農林漁業普及指導手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する額を除く。）の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

第3条関係（職員の勤務時間に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>第2条 一略一</p> <p>2 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>3 一略一</p> <p>4 日曜日及び土曜日は、勤務を要しない日とし、前3項の勤務時間は、月曜日から金曜日までの5日間（再任用短時間勤務職員にあつては、その間の日のうち次項の規定により勤務を要しない日とされた日を除く。）において、任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、特別の勤務に従事する職員及び前項の職員の勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについては、任命権者が人事委員会の承認を得て別定めることができる。</p> <p>5 任命権者は、再任用短時間勤務職員（特別の勤務に従事する職員を除く。）については、前項本文に規定する勤務を要しない日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、勤務を要しない日を設けることができるものとする。</p> <p>6 一略一 （非常勤職員の勤務時間）</p>	<p>第2条 一略一</p> <p>2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>3 一略一</p> <p>4 日曜日及び土曜日は、勤務を要しない日とし、前3項の勤務時間は、月曜日から金曜日までの5日間（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、その間の日のうち次項の規定により勤務を要しない日とされた日を除く。）において、任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、特別の勤務に従事する職員及び前項の職員の勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについては、任命権者が人事委員会の承認を得て別定めることができる。</p> <p>5 任命権者は、定年前再任用短時間勤務職員（特別の勤務に従事する職員を除く。）については、前項本文に規定する勤務を要しない日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、勤務を要しない日を設けることができるものとする。</p> <p>6 一略一 （非常勤職員の勤務時間）</p>

第5条 非常勤職員（ <u>再任用短時間勤務職員</u> を除く。）の勤務時間は、人事委員会の定める基準の範囲内において、任命権者が定める。	第5条 非常勤職員（ <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> を除く。）の勤務時間は、人事委員会の定める基準の範囲内において、任命権者が定める。
--	---

第4条関係（職員の日及び休暇に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
（年次有給休暇） 第4条 職員の年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 （1）次号及び第3号に掲げる職員以外の職員20日（ <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u> （以下「 <u>再任用短時間勤務職員</u> 」という。）にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数） （2）及び（3） 一略— 2～4 一略— （非常勤職員の休暇） 第10条 非常勤職員（ <u>再任用短時間勤務職員</u> を除く。）の休暇については、常勤の職員との権衡を考慮して、任命権者が別に定める。	（年次有給休暇） 第4条 職員の年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 （1）次号及び第3号に掲げる職員以外の職員20日（ <u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員</u> （以下「 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 」という。）にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数） （2）及び（3） 一略— 2～4 一略— （非常勤職員の休暇） 第10条 非常勤職員（ <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> を除く。）の休暇については、常勤の職員との権衡を考慮して、任命権者が別に定める。

第5条関係（山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
（勤務時間） 第3条 一略— 2 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された学校職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u> （以下「 <u>再任用短時間勤務職員</u> 」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、県教育委員会が定めるものとする。 3 一略— 第4条 日曜日及び土曜日は、勤務を要しない日とし、前条の勤務時間は、県教育委員会が県人事委員会と協議して定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間（ <u>再任用短時間勤務</u>	（勤務時間） 第3条 一略— 2 <u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された学校職員</u> （以下「 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、県教育委員会が定めるものとする。 3 一略— 第4条 日曜日及び土曜日は、勤務を要しない日とし、前条の勤務時間は、県教育委員会が県人事委員会と協議して定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間（ <u>定年前再任用短時</u>

職員にあつては、その間の日のうち次項の規定により勤務を要しない日とされた日を除く。)において、県教育委員会又はその委任を受けた者がその割振りを行うものとする。ただし、県教育委員会又はその委任を受けた者は、特別の勤務に従事する学校職員については、県教育委員会が県人事委員会と協議して定めるところにより、勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

2 県教育委員会又はその委任を受けた者は、再任用短時間勤務職員（特別の勤務に従事する学校職員を除く。）については、前項本文に規定する勤務を要しない日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、勤務を要しない日を設けることができるものとする。

3 一略一
(年次有給休暇)

第9条 一略一

(1) 次号及び第3号に掲げる学校職員以外の学校職員 20日 (再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で県教育委員会が県人事委員会と協議して定める日数)

(2)及び(3) 一略一

2～4 一略一

(非常勤職員の勤務時間及び休暇等)

第17条 非常勤職員 (再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間及び休暇等は、県教育委員会が県人事委員会と協議して定める。

間勤務職員にあつては、その間の日のうち次項の規定により勤務を要しない日とされた日を除く。)において、県教育委員会又はその委任を受けた者がその割振りを行うものとする。ただし、県教育委員会又はその委任を受けた者は、特別の勤務に従事する学校職員については、県教育委員会が県人事委員会と協議して定めるところにより、勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

2 県教育委員会又はその委任を受けた者は、定年前再任用短時間勤務職員（特別の勤務に従事する学校職員を除く。）については、前項本文に規定する勤務を要しない日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、勤務を要しない日を設けることができるものとする。

3 一略一
(年次有給休暇)

第9条 一略一

(1) 次号及び第3号に掲げる学校職員以外の学校職員 20日 (定年前再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で県教育委員会が県人事委員会と協議して定める日数)

(2)及び(3) 一略一

2～4 一略一

(非常勤職員の勤務時間及び休暇等)

第17条 非常勤職員 (定年前再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間及び休暇等は、県教育委員会が県人事委員会と協議して定める。

第6条関係 (山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部改正)

現 行	改 正 案
(適用範囲)	(適用範囲)
第2条 この条例の規定による退職手当は、次に掲げる者以外の者のうち常時勤務に服することを要する者が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。	第2条 この条例の規定による退職手当は、次に掲げる者以外の者のうち常時勤務に服することを要する者が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。
(1)及び(2) 一略一	(1)及び(2) 一略一
(3) <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</u>	(削る)
2 一略一 (一般の退職手当)	2 一略一 (一般の退職手当)
第3条 退職した者に対する退職手当の額は、次	第3条 退職した者に対する退職手当の額は、次

条から第6条の3まで及び第7条から第7条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（地方公務員法第28条の2第1項（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第8条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づき退職した者（山形県職員の定年等に関する条例（昭和58年12月県条例第31号）第4条第1項に規定する期限又は同条第2項の規定に基づき延長された期限の到来により退職した者を含む。）、教育公務員特例法第7条に規定する任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。）又は25年未満の期間勤続し、定数の減少、組織の改廃若しくは勤務公所（これに準ずるものを含む。）の移転により退職した者（次条第1項に規定する法律若しくは条例の規定による定数の減少若しくは組織の改廃若しくは歳出予算の基礎とされる定員の減少により過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者を除く。次条及び第6条の3において「勤務公所移転等により退職した者」という。）であつて任命権者が知事の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(3) 一略一

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（公務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基

条から第6条の3の2まで及び第7条から第7条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第7条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（地方公務員法第28条の6第1項（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第8条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づき退職した者（山形県職員の定年等に関する条例（昭和58年12月県条例第31号。以下「職員定年等条例」という。）第4条第1項に規定する期限又は同条第2項の規定に基づき延長された期限の到来により退職した者を含む。）、教育公務員特例法第7条に規定する任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。）又は25年未満の期間勤続し、定数の減少、組織の改廃若しくは勤務公所（これに準ずるものを含む。）の移転により退職した者（次条第1項に規定する法律若しくは条例の規定による定数の減少若しくは組織の改廃若しくは歳出予算の基礎とされる定員の減少により過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者を除く。次条及び第6条の3において「勤務公所移転等により退職した者」という。）であつて任命権者が知事の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（次条から第6条の3まで及び第7条から第7条の3までにおいて「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(3) 一略一

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。次条第2項、第6条の4及び第7条の4第1項において同じ。）による傷病により退職し、死亡（公務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（前項の規

本額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 法律若しくは条例の規定による定数の減少若しくは組織の改廃若しくは歳出予算の基礎とされる定員の減少により過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者であつて規則で定めるもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（地方公務員法第28条の2第1項（教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づき退職した者（山形県職員の定年等に関する条例第4条第1項に規定する期限又は同条第2項の規定に基づき延長された期限の到来により退職した者を含む。）、教育公務員特例法第7条に規定する任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公所移転等により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(4) 一略一

2 一略一

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第6条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 法律若しくは条例の規定による定数の減少若しくは組織の改廃若しくは歳出予算の基礎とされる定員の減少により過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者であつて規則で定めるもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（地方公務員法第28条の6第1項（教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づき退職した者（職員定年等条例第4条第1項に規定する期限又は同条第2項の規定に基づき延長された期限の到来により退職した者を含む。）、教育公務員特例法第7条に規定する任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公所移転等により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(4) 一略一

2 一略一

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第6条の2 退職した者（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命（第6条の3の2及び附則第14項において「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、

(1)及び(2) 一略一

2 一略一

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第6条の3 第6条第1項に規定する者(25年以上勤続し、教育公務員特例法第7条に規定する任期を終えて退職した者及び勤務公所移転等により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものを除く。)のうち、定年に達する日の属する年度の初日前に退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢が退職の日において定められているその者に対する定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

一略一

前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1)及び(2) 一略一

2 一略一

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第6条の3 第6条第1項に規定する者(25年以上勤続し、教育公務員特例法第7条に規定する任期を終えて退職した者及び勤務公所移転等により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものを除く。)のうち、定年に達する日の属する年度の初日前に退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢が退職の日において定められているその者に対する定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

一略一

(特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定)

第6条の3の2 第6条の2(前条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第6条の2の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条第1項中「退職した者(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(第6条の3の2及び附則第14項において「特定任命」という。))により職員となつた後に退職した者を除く。)とあるのは「特定任命(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命をいう。))により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。)」とあるのは「俸給月額の減額改定(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第5条の2第1項に規定する俸給月額の減額改定をいう。)」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が

減額されたことがある場合（特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなった場合を含む。）と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同項並びに前条の表第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号口の項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

第7条の2 第6条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号口に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 一略一

第7条の3 第6条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
一略一	一略一	一略一
第7条の2	第6条の2第1項の	第6条の3の規定により読み替えて適用する第6条の2第1項の
	一略一	一略一
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第7条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前

第7条の2 第6条の2第1項（第6条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号口（第6条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額（第6条の3の2において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第6条の2に規定する特定減額前俸給月額をいう。））。次号において同じ。）に60を乗じて得た額

(2) 一略一

第7条の3 第6条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
一略一	一略一	一略一
第7条の2	第6条の2第1項（	第6条の3の規定により読み替えて適用する第6条の2第1項（
	一略一	一略一
	同項の	第6条の3の規定により読み替えて適用する同項の
第7条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額（第6条の3の

		給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
—略—	—略—	—略—

(一般の退職手当の額に係る特例)

第7条の5 第6条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の給料、扶養手当及び地域手当の月額合計額(以下「基本給月額」という。)に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第3条、第6条、第6条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)～(4) —略—

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第15条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したとき

	(第6条の2において読み替	3の2において読み替
	えて準用する場合は、特定	減額前俸給月額
	減額前俸給月額(同条の規定によ	り読み替えられた
	第6条の2に規定	する特定減額前俸
	給月額(同条の規定に	給月額をいう。)
	より読み替	以下この号及び次
	えられた第	号において同じ。)
	6条の2に	及び特定減額前給
	規定する特	料月額に退職の日
	定減額前俸	において定められ
	給月額を	ているその者に係
	う。)	る定年と退職の日
	号において	の属する年度の末
	同じ。)	日におけるその者
		の年齢との差に相
		当する年数1年
		につき100分の2を
		乗じて得た額の合
		計額
—略—	—略—	—略—

(一般の退職手当の額に係る特例)

第7条の5 第6条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の給料、扶養手当及び地域手当の月額合計額(以下「基本給月額」という。)に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第3条、第6条、第6条の2(第6条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。)及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)～(4) —略—

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第15条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したとき

は、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者) に対し、非違等の事情及び第13条第1項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。) に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「再任用職員に対する免職処分」という。) を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。) について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2～6 一略一

(退職をした者の退職手当の返納)

第16条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、非違等の事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第11条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第18条において「失業手当受給可能者」という。)) であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額(次条及び第18条において「失業者退職手当額」という。) を除く。) の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

は、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者) に対し、非違等の事情及び第13条第1項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。) に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「定年前提任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。) を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前提任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。) について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2～6 一略一

(退職をした者の退職手当の返納)

第16条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、非違等の事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第11条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第18条において「失業手当受給可能者」という。)) であつた場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第18条において「失業者退職手当額」という。) を除く。) の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2～6 一略一

第18条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第16条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第16条第5項又は前条第3項において準用する山形県行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第16条第1

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2～6 一略一

第18条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第16条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第16条第5項又は前条第3項において準用する山形県行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第16条第1

項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第14条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由とし

項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第14条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由とし

<p>て、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合に<u>あつては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>て、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>
<p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再任用職員に対する免職処分</u>を受けた場合において、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し<u>再任用職員に対する免職処分</u>を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合に<u>あつては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分</u>を受けた場合において、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分</u>を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>
<p>6～8 一略一 附 則</p>	<p>6～8 一略一 附 則</p>
<p>1～5 一略一</p>	<p>1～5 一略一</p>
<p>6 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年7月県条例第38号。以下「条例第38号」という。）附則第5項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第4条から<u>第6条の3</u>までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第6項」とする。</p>	<p>6 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年7月県条例第38号。以下「条例第38号」という。）附則第5項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第4条から<u>第6条の3の2</u>まで及び附則第16項から第23項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第6項」とする。</p>
<p>7 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第38号附則第6項の規定に該当する者を除く。）で第4条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は<u>第6条の2</u>の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>7 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第38号附則第6項の規定に該当する者を除く。）で第4条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は<u>第6条の2（第6条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第19項</u>の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>8 当分の間、35年を超える期間勤続して退職し</p>	<p>8 当分の間、35年を超える期間勤続して退職し</p>

た者（条例第38号附則第7項の規定に該当する者を除く。）で第6条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第6項の規定の例により計算して得られる額とする。

9～12 一略一

13 平成20年3月31日に現に在職する職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員を除く。以下この項において同じ。）及び同年4月1日から平成21年3月31日までの間に新たに職員となつた者が、引き続き職員として在職した後平成23年3月31日に退職（地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職を除く。）をし、かつ、引き続き地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構（以下「機構」という。）の職員（以下「機構職員」という。）となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、機構の退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、機構職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。ただし、その者が、平成23年3月31日において、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）第4条第1項第6号イに規定する医療職給料表（1）の適用を受ける職員又は同条例第10条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員であるときは、この限りでない。

14 一略一

た者（条例第38号附則第7項の規定に該当する者を除く。）で第6条又は附則第17項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第6項の規定の例により計算して得られる額とする。

9～12 一略一

13 平成20年3月31日に現に在職する職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員を除く。以下この項において同じ。）及び同年4月1日から平成21年3月31日までの間に新たに職員となつた者が、引き続き職員として在職した後平成23年3月31日に退職（地方公務員法第28条の6第1項の規定による退職を除く。）をし、かつ、引き続き地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構（以下「機構」という。）の職員（以下「機構職員」という。）となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、機構の退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、機構職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。ただし、その者が、平成23年3月31日において、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「給与条例」という。）第4条第1項第6号イに規定する医療職給料表（1）の適用を受ける職員又は給与条例第10条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員であるときは、この限りでない。

14 特定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の減額改定（第6条の3の2の規定により読み替えられた第6条の2に規定する俸給月額の減額改定をいう。）によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないこととする。

15 一略一

16 当分の間、第5条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達

した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「第6条又は附則第16項」とする。

17 当分の間、第6条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「第6条又は附則第17項」とする。

18 前2項の規定は、職員定年等条例第3条ただし書に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

19 給与条例附則第3項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

20 当分の間、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに対する第6条の3（第6条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。次項から附則第23項までにおいて同じ。）及び第7条の3の規定の適用については、第6条の3中「定年に達する日」とあるのは「定年（職員定年等条例第3条ただし書に規定する職員以外の者にあつては60歳とし、同条ただし書に規定する職員にあつては65歳とする。）に達する日」と、同条の表第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「定年」とあるのは「定年（職員定年等条例第3条ただし書に規定する職員以外の者にあつては60歳とし、同条ただし書に規定する職員にあつては65歳とする。）」とする。

21 当分の間、第6条第1項に規定する者（25年以上勤続し、教育公務員特例法第7条に規定する任期を終えて退職した者及び勤務公所移転等により退職した者であつて任命権者が知事の承

認を得たものを除く。)に対する第6条の3の規定の適用については、同条中「15年」とあるのは「10年」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

職員定年等条例第3条ただし書に規定する職員以外の者	60歳
職員定年等条例第3条ただし書に規定する職員	65歳

22 当分の間、法律若しくは条例の規定による定数の減少若しくは組織の改廃若しくは歳出予算の基礎とされる定員の減少により過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者であつて規則で定めるもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者であつて前項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職した時における第6条の3及び第7条の3の規定の適用については、第6条の3の表第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第21項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

23 当分の間、法律若しくは条例の規定による定数の減少若しくは組織の改廃若しくは歳出予算の基礎とされる定員の減少により過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者であつて規則で定めるもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者であつて附則第21項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職した時における第6条の3及び第7条の3の規定の適用については、第6条の3の表第6条第1項の項、第6条の2第1項第

1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

24 当分の間、給与条例附則第3項の規定の適用を受ける職員が60歳に達した日以後における最初の3月31日後にその者の非違によることなく退職した場合において、その者が同日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、第3条から第6条の3まで、第7条から第7条の5まで、附則第6項から第8項まで、第16項及び第17項、条例第38号附則第5項から第7項まで、山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成15年10月県条例第48号。以下この項において「条例第48号」という。）附則第4項並びに山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年3月県条例第9号。以下この項において「条例第9号」という。）附則第2項、第6項及び第7項の規定により計算した退職手当の額が、第3条から第6条の3まで、第7条から第7条の5まで、附則第6項から第8項まで、第16項、第17項及び第19項から第21項まで、前項、条例第38号附則第5項から第7項まで、条例第48号附則第4項並びに条例第9号附則第2項、第6項及び第7項の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

第7条関係（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の分限に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第43条第3項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項の規定に基づく市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定す</p>	<p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第43条第3項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項の規定に基づく市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定す</p>

る学校職員（以下「学校職員」という。）の意に反する休職の事由、法第28条第3項の規定に基づく学校職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果並びに同条第4項の規定に基づく失職の例外に関し規定することを目的とする。

附 則

- 1 この条例は、昭和31年10月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に休職中の学校職員の身分取扱については、なお、従前の例による。

る学校職員（以下「学校職員」という。）の意に反する休職及び降給の事由、法第28条第3項の規定に基づく学校職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果並びに同条第4項の規定に基づく失職の例外に関し規定することを目的とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和31年10月1日から施行する。
(経過規定)

- 2 この条例施行の際、現に休職中の学校職員の身分取扱いについては、なお従前の例による。
(降給の事由)

- 3 当分の間、学校職員が山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「給与条例」という。）附則第3項の規定の適用を受ける場合における法第27条第2項に規定する条例で定める降給の事由は、給与条例附則第3項に規定する事由とする。

(降給の手続)

- 4 給与条例附則第3項の規定の適用を受ける学校職員には、県教育委員会が県人事委員会の承認を得て別に定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

第8条関係（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の懲戒に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">（減給の効果）</p> <p>第5条 減給は、1日以上1年以下の<u>期間内</u>で、給料（山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年12月県条例第48号）第3条第1項の規定により教職調整額を支給される職員にあつては給料及び教職調整額、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては報酬（特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する額を除く。））の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（減給の効果）</p> <p>第5条 減給は、1日以上1年以下の<u>期間</u>、<u>その発令の日</u>に<u>受ける</u>給料（山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年12月県条例第48号）第3条第1項の規定により教職調整額を支給される職員にあつては給料及び教職調整額、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては報酬（特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する額を除く。））の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>

第9条関係（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(職務の級及び号給の決定)	(職務の級及び号給の決定)
第5条 一略一	第5条 一略一
2及び3 一略一	2及び3 一略一
4 職員等が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、人事委員会規則 <u>の定めるところにより決定する。</u>	4 職員等が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、人事委員会規則 <u>で定めるところにより決定する。</u>
5 <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員等(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u>	5 <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員等(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間に関する条例(昭和26年10月県条例第44号。以下「職員勤務時間条例」という。)第2条第2項又は山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年12月県条例第93号。以下「県立学校職員勤務時間等条例」という。)第3条第2項(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年12月県条例第94号。以下「市町村立学校職員勤務時間等条例」という。)第2条において準用する場合を含む。)の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項又は県立学校職員勤務時間等条例第3条第1項(市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。)に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u>
<u>(再任用短時間勤務職員の給料月額)</u>	
第5条の2 <u>再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第5項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、職員の勤務時間に関する条例(昭和26年10月県条例第44号。以下「職員勤務時間条例」という。)第2条第2項又は山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年12月県条例第93号。以下「県立学校職員勤務時間等条例」という。)第3条第2項</u>	第5条の2 削除

（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第94号。以下「市町村立学校職員勤務時間等条例」という。）第2条において準用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項又は県立学校職員勤務時間等条例第3条第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第12条の6 通勤手当は、次に掲げる職員等に支給する。

（1） 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員等（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員等以外の職員等であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員等を除く。）

（2） 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員等（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員等以外の職員等であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員等を除く。）

（3） 一略一

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 前項第1号に掲げる職員等 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）

（通勤手当）

第12条の6 通勤手当は、次に掲げる職員等に支給する。

（1） 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員等（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員等以外の職員等であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員等を除く。）

（2） 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員等（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員等以外の職員等であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員等を除く。）

（3） 一略一

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 前項第1号に掲げる職員等 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員等の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第

が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員等 支給単位期間につき、2,000円以上53,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める区分に応じた額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員等にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) 前項第3号に掲げる職員等 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員等で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員等で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利

3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員等が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員等の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員等 支給単位期間につき、2,000円以上53,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める区分に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員等にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) 前項第3号に掲げる職員等 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員等の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員等で人事委員会規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員等で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると

用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) ー略ー

4～8 ー略ー

（義務教育等教員特別手当）

第13条の6 ー略ー

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3及び4 ー略ー

（定時制通信教育手当）

第13条の7 定時制通信教育手当は、定時制の課程をおく高等学校又は通信教育を行う高等学校の校長（本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。）、副校長（本務として定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる者に限る。）及び教員（本務として定時制教育又は通信教育に従事する教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及

認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員等の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員等が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、当該職員等の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) ー略ー

4～8 ー略ー

（義務教育等教員特別手当）

第13条の6 ー略ー

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3及び4 ー略ー

（定時制通信教育手当）

第13条の7 定時制通信教育手当は、定時制の課程をおく高等学校又は通信教育を行う高等学校の校長（本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。）、副校長（本務として定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる者に限る。）及び教員（本務として定時制教育又は通信教育に従事する教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及

び再任用短時間勤務職員に限る。)及び人事委員会が定める実習助手に限る。)に対して支給する。

2及び3 一略一

(産業教育手当)

第13条の8 産業教育手当は、農業、水産又は工業に関する課程をおく高等学校の教員(教頭、教諭、助教諭又は講師(常勤の者及び再任用短時間勤務職員に限る。))をいう。)で、高等学校の農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習又は工業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)附則第2項の規定により高等学校の農業、農業実習、水産、水産実習、工業又は工業実習を担当する教諭の職にあることができる者を含む。)が当該農業、水産又は工業に関する課程において、実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目を主として担任する場合に支給する。

2～4 一略一

(時間外勤務手当)

第15条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員等には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)及び(2) 一略一

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、職員勤務時間条

び定年前再任用短時間勤務職員に限る。)及び人事委員会が定める実習助手に限る。)に対して支給する。

2及び3 一略一

(産業教育手当)

第13条の8 産業教育手当は、農業、水産又は工業に関する課程をおく高等学校の教員(教頭、教諭、助教諭又は講師(常勤の者及び定年前再任用短時間勤務職員に限る。))をいう。)で、高等学校の農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習又は工業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)附則第2項の規定により高等学校の農業、農業実習、水産、水産実習、工業又は工業実習を担当する教諭の職にあることができる者を含む。)が当該農業、水産又は工業に関する課程において、実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目を主として担任する場合に支給する。

2～4 一略一

(時間外勤務手当)

第15条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員等には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)及び(2) 一略一

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、職員勤務時間条

例第2条第4項ただし書若しくは第6項又は県立学校職員勤務時間等条例第4条第1項ただし書若しくは第3項（これらの規定を市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の規定により、あらかじめ職員勤務時間条例第2条第4項又は県立学校職員勤務時間等条例第4条第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。次条第3項において同じ。）の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員等には、割振り変更前の正規の勤務時間（割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員等が再任用短時間勤務職員である場合において当該割振り変更前の正規の勤務時間が38時間45分に満たないときは、38時間45分）を超えて勤務した全時間（人事委員会規則で定める場合にあつては、当該時間から人事委員会規則で定める時間を除いた時間）に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（職員勤務時間条例第2条第4項及び第6項並びに県立学校職員勤務時間等条例第4条第1項及び第3項（これらの規定を市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の規定に基づく勤務を要しない日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間と前項の規定により時間外勤務手当が支給されるべき割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が1箇月について60時間を超えた職員等には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、その勤務が正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務である場合にあつては100分の150（当

例第2条第4項ただし書若しくは第6項又は県立学校職員勤務時間等条例第4条第1項ただし書若しくは第3項（これらの規定を市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の規定により、あらかじめ職員勤務時間条例第2条第4項又は県立学校職員勤務時間等条例第4条第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。次条第3項において同じ。）の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員等には、割振り変更前の正規の勤務時間（割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員等が定年前再任用短時間勤務職員である場合において当該割振り変更前の正規の勤務時間が38時間45分に満たないときは、38時間45分）を超えて勤務した全時間（人事委員会規則で定める場合にあつては、当該時間から人事委員会規則で定める時間を除いた時間）に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（職員勤務時間条例第2条第4項及び第6項並びに県立学校職員勤務時間等条例第4条第1項及び第3項（これらの規定を市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の規定に基づく勤務を要しない日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間と前項の規定により時間外勤務手当が支給されるべき割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が1箇月について60時間を超えた職員等には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、その勤務が正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務である場合にあつては100分の150（当該勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場

該勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)、前項の規定により時間外勤務手当が支給されるべき割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務である場合にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 職員勤務時間条例第4条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員等が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、その時間が正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて勤務した時間である場合にあつては100分の150(当該時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合(当該時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合、第3項の規定により時間外勤務手当が支給されるべき割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間である場合にあつては100分の50から同項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 一略一
(期末手当)

第20条 一略一

2 一略一

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 一略一
(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員等に対し、その者の基準日以前の6箇月の期間において行う直近の人事評価(職員等がその職務を遂行するに

合には、100分の175)、前項の規定により時間外勤務手当が支給されるべき割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務である場合にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 職員勤務時間条例第4条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員等が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、その時間が正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて勤務した時間である場合にあつては100分の150(当該時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する人事委員会規則で定める割合(当該時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合、第3項の規定により時間外勤務手当が支給されるべき割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間である場合にあつては100分の50から同項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 一略一
(期末手当)

第20条 一略一

2 一略一

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 一略一
(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員等に対し、当該職員等の基準日以前の6箇月の期間において行う直近の人事評価(職員等がそ

当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。)の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員等(人事委員会規則で定める職員等を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員等の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員等のうち再任用職員以外の職員等 当該職員等の勤勉手当基礎額に当該職員等がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員等にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の92.5(特定幹部職員にあつては、100分の112.5)、12月に支給する場合には100分の102.5(特定幹部職員にあつては、100分の122.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員等のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の45(特定幹部職員にあつては、100分の55)、12月に支給する場合には100分の50(特定幹部職員にあつては、100分の60)を乗じて得た額の総額

3～5 一略一

(再任用職員についての適用除外)

第23条の2 第9条の2、第11条、第12条、第12条の3から第12条の5まで、第13条の2から第13条の5まで及び前2条の規定は、再任用職員には適用しない。

附 則

1 一略一

の職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。)の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員等(人事委員会規則で定める職員等を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員等の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員等のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等 当該職員等の勤勉手当基礎額に当該職員等がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員等にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の92.5(特定幹部職員にあつては、100分の112.5)、12月に支給する場合には100分の102.5(特定幹部職員にあつては、100分の122.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員等のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5(特定幹部職員にあつては、100分の57.5)を乗じて得た額の総額

3～5 一略一

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第23条の2 第5条第3項及び第4項、第6条、第9条の2、第11条、第12条、第12条の3から第12条の5まで、第13条の2から第13条の5まで並びに前2条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

1 一略一

(未帰還の職員等の給与)

2 未帰還の職員等の給与の取扱については、この条例の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

(給料の切替及びその切替に伴う措置)

3 昭和32年4月1日(以下「切替日」という。)において切り替えられる職員等の給料月額(以下「切替給料月額」という。)は、この条例による改正又は廃止前の職員等のそれぞれの給与に関する条例(以下「改正又は廃止前の条例」という。)の適用により同年3月31日においてその者が受けていた給料月額(改正又は廃止前の条例の規定により給料の調整額を受けていた職員等については、人事委員会の定める額。以下「旧給料月額」という。)に対応する附則別表第1から第7までの切替表(以下「切替表」という。)に掲げる新給料月額に対応するそれぞれの給料表(その者がこの条例の施行に伴い切替日において適用を受けることとなつた改正後の山形県職員等の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の別表第1から別表第6までに掲げる給料表をいう。)に定めるその者の属する職務の等級の号給とし、その者の属する職務の等級に新給料月額と同じ額の号給がないときは、その額とする。

4 旧給料月額が、切替表に期間の定のある旧給料月額である職員等のうち、附則第6項の規定により切替給料月額を受ける期間に通算される期間が切替表に定める期間に達しない者については、前項の規定にかかわらず、切替表の旧給料月額の欄におけるその者の旧給料月額に相当する額の直近上位の額(その額が切替表の旧給料月額の欄におけるその者の旧給料月額に相当する額の直近下位の額に対応する新給料月額に達しない額であるときは、その新給料月額)をその者の切替給料月額とする。

5 前項の規定により切替給料月額を決定された職員等については、その者が切替給料月額を受ける期間(附則第6項の規定により通算される期間を含む。)が昭和32年7月1日までにその者の旧給料月額について切替表に定める期間に達することとなる者にあつては同年同月同日を、その他の者にあつては同年10月1日をそれぞれ切替日とみなし、その者の旧給料月額を基

(未帰還の職員等の給与)

2 未帰還の職員等の給与の取扱については、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(削る)

(削る)

(削る)

- 礎として、附則第3項の規定を適用し、その日におけるその者の給料月額を決定するものとする。
- 6 改正後の条例第6条第1項及び第3項の規定の適用については、切替日の前日における給料月額を受けていた期間（その期間がその給料月額について改正又は廃止前の条例に定める昇給の期間の最短期間をこえるときは、その最短期間）に3月（切替日の前日における給料月額を受けていた期間が3月未満である職員等で人事委員会の定めるものについては6月）を加えて期間を切替給料月額を受けた期間に通算する。 (削る)
- 7 前項の場合において、切替表に期間の定める旧給料月額を基礎として附則第3項の規定に基き切替給料月額を決定された者については、前項の規定により切替給料月額を受ける期間に通算される期間からその者の旧給料月額について切替表に定める期間を減じて通算する。 (削る)
- 8 前2項の規定により切替給料月額を受ける期間に通算される期間が職員等の切替給料月額について給料表に掲げる昇給期間をこえる場合においては、その者の切替日後における最初の昇給について、改正後の条例第6条第1項に規定する昇給期間をそのこえる部分に相当する期間短縮する。 (削る)
- 9 旧給料月額が50,700円をこえる職員等の切替日以降における最初の昇給については、附則第6項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところによる。 (削る)
- 10 昭和26年1月1日から切替日の前日までの間において改正前の山形県職員の給与に関する条例第4条第5項ただし書、廃止前の山形県立学校職員の給与に関する条例（昭和27年12月県条例第91号）第7条第3項ただし書及び廃止前の市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年12月県条例第92号）第7条第3項ただし書の規定により昇給した職員等で他の職員等との権衡上特に必要があると認められるものについては、人事委員会の定めるところにより、その者の切替日（附則第5項の規定により給料月額が決定される職員等については、同項の規定により切替日とみなされる日）以降における昇給について、改正後の条例第6条第1項又は第3項に規定する昇給 (削る)

- 期間を短縮することができる。
- 11 附則第3項又は附則第5項の規定により決定された給料月額がその者の属する職務の等級の最低の号給に適しない職員等の当該号給に達するまでの号給については、人事委員会規則の定めるところによる。 (削る)
- 12 切替日の前日から引き続き在職する職員等の切替日における職務の等級及び切替日以降昭和32年9月29日までにおいて新たに給料表の適用を受ける職員等となつた者のその職員等となつた日における職務の等級は、同年同月30日までに決定することができる。 (削る)
- 13 附則第3項、附則第4項及び附則第6項の規定の適用においては、改正又は廃止前の条例の適用により職員等が切替日の前日において受けていた給料月額は、改正又は廃止前の条例及びこれに基く規程又は山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する等の条例（平成16年3月県条例第31号）第2条の規定による廃止前の教育職員の給料月額の調整に関する条例（昭和32年8月県条例第40号）に従つて定められたものでなければならない。 (削る)
- 14 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に伴う職員等の給料の切替に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
(差額の支給) (削る)
- 15 この条例の施行前に改正又は廃止前の条例の規定に基いてすでに職員等に支払われた切替日以降昭和32年8月31日までの期間に係る給与の額が、改正後の条例の規定による当該期間に係る給与の額をこえるときは、そのこえる部分に相当する額を、それぞれの給与としてその者に支給されたものとする。 (削る)
- 16 この条例の施行の日の前日における改正又は廃止前の条例の規定による職員等の給料（山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和28年12月県条例第42号）附則第4項、山形県立学校職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和28年12月県条例第52号）附則第8項及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和28年12月県条例第53号）附則第8項の規定による手当を含む。）、勤務地手当、管理職手当及びへき地手当の月額合計額 (削る)

(以下本項において「旧給与月額」という。)
が同日における改正後の条例の規定によるその
者の給料、暫定手当、管理職手当及び隔遠地手
当の月額の合計額（以下本項において「新給与
月額」という。）をこえるときは、新給与月額
が同日における旧給与月額（給料表の適用を異
にして異動する場合その他人事委員会の定める
事由に該当する場合にあつては、人事委員会の
定める額）に達するまで、その差額を手当とし
てその者に支給する。改正後の条例第24条の規
定は、その差額の支給方法について準用する。

(給与の内払)

17 この条例の施行前に改正又は廃止前の条例の
規定に基いてすでに職員等に支払われた切替日
以降昭和32年8月31日までの期間に係る給与
は、改正後の条例の規定による給与の内払とみ
なす。

(削る)

(平成26年4月1日における号給の調整)

18 平成26年4月1日において45歳に満たない職
員等（同日においてその職務の級における最高
の号給を受ける職員等及び一般職の任期付職員
の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第
6号）第4条第1項又は一般職の任期付研究員
の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第
7号）第5条第1項若しくは第2項に規定する
給料表の適用を受ける職員等である者を除く。）
のうち、当該職員等の平成19年1月1日、平成
20年1月1日及び平成21年1月1日の第6条第
1項の規定による昇給その他の号給の決定の状
況（以下「調整考慮事項」という。）並びに平
成25年4月1日における号給の調整の状況を考
慮して調整の必要があるものとして人事委員会
規則で定める職員等の平成26年4月1日にお
ける号給は、この項の規定の適用がないものとし
た場合に同日に受けることとなる号給の1号給
（同日において39歳である職員等のうち、当該
職員等の調整考慮事項を考慮して特に調整の必
要があるものとして人事委員会規則で定める職
員等にあつては、2号給）上位の号給とする。

(削る)

(山形県立学校職員の給与に関する条例等の廃
止)

19 次に掲げる条例は、廃止する。

(削る)

(1) 山形県立学校職員の給与に関する条例
(昭和27年12月県条例第91号)

- (2) 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年12月県条例第92号）
- (3) 議会の書記長及び書記選挙管理委員会の書記並びに監査委員の事務を補助する書記の給料その他の給与支給条例（昭和23年3月県条例第10号）
- (4) 職員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当支給条例（昭和26年3月県条例第11号）
- (5) 期末手当及勤勉手当支給の特例に関する条例（昭和30年10月県条例第36号）

（定年の引上げに伴う給与に関する特例措置）

3 当分の間、職員等の給料月額は、当該職員等が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第5項及び第7項において「特定日」という。）以後、当該職員等に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員等の属する職務の級並びに同条第3項及び第4項並びに第6条第2項及び第3項の規定により当該職員等の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

4 前項の規定は、次に掲げる職員等には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員等その他の法律により任期を定めて任用される職員等

(2) 山形県職員の定年等に関する条例（昭和58年12月県条例第31号。以下「職員定年等条例」という。）第3条ただし書に規定する職員等

(3) 職員定年等条例第4条第1項若しくは第2項又は市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定年等に関する条例（昭和58年12月県条例第37号。以下「市町村立学校職員定年等条例」という。）第4条第1項若しくは第2項の規定により勤務している職員等（職員定年等条例第2条又は市町村立学校職員定年等条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員等を除く。）

(4) 職員定年等条例第9条第1項若しくは第2項又は市町村立学校職員定年等条例第8条第1項若しくは第2項の規定により職員定年等条例

第9条第1項又は市町村立学校職員定年等条例第8条第1項に規定する異動期間（職員定年等条例第9条第2項又は市町村立学校職員定年等条例第8条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された職員定年等条例第6条又は市町村立学校職員定年等条例第5条に規定する職を占める職員等

5 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員等であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第9項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員等のうち、特定日に附則第3項の規定により当該職員等の受ける給料月額（以下この項及び附則第7項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員等が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員等（人事委員会規則で定める職員等を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第3項の規定により当該職員等の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

6 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員等の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員等の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員等の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員等の受ける給料月額」とする。

7 警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命により職員等となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員等が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項第4号に規定する公安職俸給表に定められる俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端

数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員等（人事委員会規則で定める職員等を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第3項の規定により当該職員等の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

8 附則第6項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第6項中「前項」とあるのは「次項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

9 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員等（附則第3項の規定の適用を受ける職員等に限り、附則第5項に規定する職員等を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員等との権衡上必要があると認められる職員等には、当分の間、当該職員等の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、同項及び附則第6項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

10 附則第5項若しくは第7項又は前項の規定による給料を支給される職員等以外の附則第3項の規定の適用を受ける職員等であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員等との権衡上必要があると認められる職員等には、当分の間、当該職員等の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第5項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。

11 附則第5項若しくは第7項又は前2項の規定による給料を支給される職員等に対する第20条第5項（第21条第4項において準用する場合及び山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号）第15条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第20条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第5項、第7項、第9項又は第10項の規定による給料の額との合計額」とする。

12 附則第5項、第7項、第9項又は第10項の規定による給料を支給される職員等に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの

規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）附則第5項、第7項、第9項又は第10項の規定による給料の額との合計額」とする。

(1) 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）第8条の2第2項

(2) 山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年12月県条例第48号）第3条第1項

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号）第4条第4項

(4) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号）第5条第5項

13 附則第3項から前項までに定めるもののほか、附則第3項の規定による給料月額、附則第5項の規定による給料その他附則第3項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(削る)

附則別表第1 行政職給料表、公安職給料表、研究職給料表及び医療職給料表(2)の適用を受ける職員等（附則別表第2の適用を受けるものを除く。）の切替表

旧給料月額	新給料月額	期間
円	円	月
5,400	5,900	
5,500	6,100	6
5,600	6,100	
5,700	6,300	6
5,800	6,300	
5,900	6,600	6
6,050	6,600	
6,200	7,000	6
6,400	7,000	
6,600	7,400	6
6,900	7,400	
7,200	8,000	6
7,500	8,000	
7,800	8,600	6
8,100	8,600	
8,400	9,200	6

<u>8,700</u>	<u>9,200</u>	
<u>9,000</u>	<u>9,800</u>	<u>6</u>
<u>9,300</u>	<u>9,800</u>	
<u>9,600</u>	<u>10,600</u>	<u>6</u>
<u>10,000</u>	<u>10,600</u>	
<u>10,400</u>	<u>11,400</u>	<u>6</u>
<u>10,800</u>	<u>11,400</u>	
<u>11,200</u>	<u>12,300</u>	<u>6</u>
<u>11,600</u>	<u>12,300</u>	
<u>12,100</u>	<u>13,300</u>	<u>6</u>
<u>12,600</u>	<u>13,300</u>	
<u>13,100</u>	<u>14,300</u>	<u>6</u>
<u>13,600</u>	<u>14,300</u>	
<u>14,100</u>	<u>15,300</u>	<u>6</u>
<u>14,600</u>	<u>15,300</u>	
<u>15,100</u>	<u>16,300</u>	<u>6</u>
<u>15,600</u>	<u>17,300</u>	<u>9</u>
<u>16,300</u>	<u>17,300</u>	
<u>17,000</u>	<u>18,300</u>	<u>3</u>
<u>17,700</u>	<u>19,300</u>	<u>6</u>
<u>18,400</u>	<u>20,300</u>	<u>9</u>
<u>19,100</u>	<u>20,300</u>	<u>3</u>
<u>19,800</u>	<u>21,400</u>	<u>9</u>
<u>20,500</u>	<u>21,400</u>	
<u>21,200</u>	<u>22,600</u>	<u>6</u>
<u>22,000</u>	<u>23,800</u>	<u>9</u>
<u>22,800</u>	<u>23,800</u>	
<u>23,600</u>	<u>25,000</u>	<u>3</u>
<u>24,400</u>	<u>26,200</u>	<u>6</u>
<u>25,300</u>	<u>27,500</u>	<u>9</u>
<u>26,200</u>	<u>27,500</u>	
<u>27,300</u>	<u>28,900</u>	<u>3</u>
<u>28,400</u>	<u>30,300</u>	<u>6</u>
<u>29,500</u>	<u>32,000</u>	<u>9</u>
<u>30,600</u>	<u>32,000</u>	
<u>31,700</u>	<u>33,700</u>	<u>3</u>
<u>32,800</u>	<u>35,400</u>	<u>6</u>
<u>33,900</u>	<u>37,100</u>	<u>9</u>
<u>35,300</u>	<u>37,100</u>	
<u>36,700</u>	<u>38,800</u>	<u>3</u>
<u>38,100</u>	<u>40,500</u>	<u>6</u>
<u>39,600</u>	<u>42,200</u>	<u>6</u>
<u>41,100</u>	<u>44,400</u>	<u>9</u>
<u>42,700</u>	<u>44,400</u>	

44,300	46,600	3
45,900	48,800	6
47,500	51,000	9
49,100	51,000	
50,700	53,200	3
52,300	55,400	
53,900	55,400	
55,500	57,600	
57,300	60,000	

附則別表第2 公安職給料表の適用を受ける職員等
等で旧給料月額が7,500円以下のものの切替表 (削る)

旧給料月額	新給料月額	期間
円	円	月
6,400	7,300	
6,600	7,700	6
6,900	7,700	
7,200	8,100	6
7,500	8,100	

附則別表第3 海事職給料表の適用を受ける職員等の切替表 (削る)

旧給料月額	新給料月額	期間
円	円	月
6,900	7,400	
7,200	8,000	6
7,500	8,000	
7,800	8,600	6
8,100	8,600	
8,400	9,200	6
8,700	9,200	
9,000	10,000	6
9,300	10,000	3
9,600	10,800	9
10,000	10,800	3
10,400	11,800	9
10,800	11,800	6
11,200	11,800	
11,600	12,800	6
12,100	12,800	
12,600	13,800	6
13,100	13,800	
13,600	14,800	6
14,100	14,800	
14,600	15,800	6
15,100	15,800	

15,600	16,800	3
16,300	18,000	9
17,000	18,000	
17,700	19,200	6
18,400	20,400	9
19,100	20,400	3
19,800	21,600	9
20,500	21,600	3
21,200	22,800	9
22,000	22,800	
22,800	24,200	6
23,600	25,600	9
24,400	25,600	
25,300	27,000	3
26,200	28,400	6
27,300	29,800	9
28,400	29,800	
29,500	31,200	3
30,600	32,600	6
31,700	34,200	9
32,800	34,200	
33,900	35,800	

附則別表第4 教育職給料表(1)の適用を受ける
職員等の切替表

(削る)

旧給料月額	新給料月額	期間
円	円	月
6,050	6,600	
6,200	7,000	6
6,400	7,000	
6,600	7,400	6
6,900	7,400	
7,200	8,000	6
7,500	8,000	
7,800	8,600	6
8,100	8,600	
8,400	9,200	6
8,700	9,200	
9,000	9,800	6
9,300	9,800	
9,600	10,800	9
10,000	10,800	3
10,400	11,800	9
10,800	11,800	6
11,200	11,800	

11,600	12,800	6
12,100	12,800	
12,600	13,800	6
13,100	13,800	
13,600	14,800	6
14,100	14,800	
14,600	15,800	6
15,100	15,800	
15,600	16,800	3
16,300	17,800	6
17,000	18,800	9
17,700	18,800	
18,400	19,800	3
19,100	20,800	9
19,800	20,800	3
20,500	21,800	6
21,200	22,800	9
22,000	23,800	9
22,800	23,800	
23,600	24,800	
24,400	25,800	3
25,300	27,000	3
26,200	28,200	6
27,300	29,400	6
28,400	30,600	9
29,500	31,800	9
30,600	31,800	
31,700	33,300	
32,800	34,800	3
33,900	36,300	6
35,300	37,800	6
36,700	39,300	9
38,100	40,800	9
39,600	42,300	6
41,100	43,800	6
42,700	45,300	6
44,300	46,800	3
45,900	48,300	3
47,500	49,800	3
49,100	51,300	3
50,700	52,800	3

附則別表第5 教育職給料表(2)の適用を受ける
職員等の切替表

(削る)

旧給料月額	新給料月額	期間
-------	-------	----

円	円	月
6,050	6,600	
6,200	7,000	6
6,400	7,000	
6,600	7,400	6
6,900	7,400	
7,200	8,000	6
7,500	8,000	
7,800	8,600	6
8,100	8,600	
8,400	9,200	6
8,700	9,200	
9,000	9,800	6
9,300	9,800	
9,600	10,600	6
10,000	10,600	
10,400	11,400	6
10,800	11,400	
11,200	12,300	6
11,600	12,300	
12,100	13,300	6
12,600	13,300	
13,100	14,300	6
13,600	14,300	
14,100	15,300	6
14,600	15,300	
15,100	16,300	6
15,600	17,300	9
16,300	17,300	
17,000	18,300	3
17,700	19,300	6
18,400	20,300	9
19,100	20,300	3
19,800	21,300	9
20,500	21,300	
21,200	22,300	
22,000	23,300	3
22,800	24,300	6
23,600	25,300	9
24,400	26,400	9
25,300	26,400	
26,200	27,600	
27,300	28,800	3
28,400	30,000	3

29,500	31,200	3
30,600	32,400	3
31,700	33,600	3
32,800	34,800	3
33,900	36,000	3
35,300	37,200	3
36,700	38,700	3
38,100	40,200	3
39,600	41,700	3
41,100	43,200	3
42,700	44,700	3
44,300	46,200	
45,900	47,700	

附則別表第6 医療職給料表(1)の適用を受ける職員等の切替表 (削る)

旧給料月額	新給料月額	期間
円	円	月
9,600	10,800	9
10,000	10,800	3
10,400	11,800	9
10,800	11,800	6
11,200	11,800	
11,600	12,800	6
12,100	12,800	
12,600	13,800	6
13,100	13,800	
13,600	14,800	6
14,100	14,800	
14,600	15,800	6
15,100	15,800	
15,600	17,000	6
16,300	17,000	
17,000	18,200	3
17,700	19,400	9
18,400	19,400	3
19,100	20,800	9
19,800	20,800	3
20,500	22,200	9
21,200	22,200	
22,000	23,600	6
22,800	23,600	
23,600	25,200	6
24,400	26,800	9
25,300	26,800	3

26,200	28,400	6
27,300	30,000	9
28,400	30,000	3
29,500	31,600	6
30,600	33,600	9
31,700	33,200	
32,800	34,800	3
33,900	36,400	6
35,300	38,000	9
36,700	39,600	9
38,100	39,600	
39,600	41,200	
41,100	42,800	
42,700	44,400	
44,300	46,000	
45,900	47,600	
47,500	49,600	3
49,100	51,600	6
50,700	53,600	6
52,300	55,600	
53,900	55,600	
55,500	57,600	
57,300	60,000	

附則別表第7 医療職給料表(3)の適用を受ける職員等の切替表 (削る)

旧給料月額	新給料月額	期間
円	円	月
6,600	7,300	3
6,900	7,800	6
7,200	7,800	
7,500	8,300	6
7,800	8,300	
8,100	8,900	6
8,400	8,900	
8,700	9,500	6
9,000	9,500	
9,300	10,200	6
9,600	10,200	
10,000	11,000	6
10,400	11,000	
10,800	11,800	6
11,200	11,800	
11,600	12,600	3
12,100	13,500	9

12,600	13,500	3
13,100	14,500	9
13,600	14,500	3
14,100	15,500	9
14,600	15,500	3
15,100	16,500	9
15,600	16,500	
16,300	17,500	3
17,000	18,500	6
17,700	19,500	9
18,400	19,500	
19,100	20,500	6
19,800	21,500	9
20,500	21,500	
21,200	22,500	3
22,000	23,500	6
22,800	24,500	9
23,600	24,500	
24,400	25,500	
25,300	26,700	3
26,200	27,900	3
27,300	29,100	6
28,400	30,300	6

別表第1

行政職給料表

職員等の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	の区号	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員等	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

別表第1

行政職給料表

職員等の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	の区号	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

再任用職員										
	191,700	219,800	260,500	280,300	295,800	321,400	364,100	397,900	450,200	

備考 一略一

別表第2

公安職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
以外の職員等	略	略	略	略	略	略	略	略	略

以外の職員等										
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	191,700	219,800	260,500	280,300	295,800	321,400	364,100	397,900	450,200	

備考 一略一

別表第2

公安職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
以外の職員等	略	略	略	略	略	略	略	略	略

再任用職員		246,700	258,600	262,800	294,600	311,500	325,900	349,700	385,600	417,900

備考 一略一

別表第3

海事職給料表

職員等の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員等		一略	一略	一略	一略	一略
再任用職員		225,000	255,700	285,500	327,100	356,600

備考 一略一

別表第4

教育職給料表

教育職給料表(1)

職員等の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月	給料月	給料月	給料月

等										
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		246,700	258,600	262,800	294,600	311,500	325,900	349,700	385,600	417,900

備考 一略一

別表第3

海事職給料表

職員等の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等		一略	一略	一略	一略	一略
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		225,000	255,700	285,500	327,100	356,600

備考 一略一

別表第4

教育職給料表

教育職給料表(1)

職員等の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月	給料月	給料月	給料月

		額	額	額	額
再任用職員以外の職員等	—略—	—略—	—略—	—略—	—略—
再任用職員		239,000	280,200	337,800	423,800

備考 (1)及び(2) —略—
教育職給料表(2)

職員等の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員等	—略—	—略—	—略—	—略—	—略—	—略—
再任用職員		230,000	276,900	304,300	330,900	413,500

備考 (1)及び(2) —略—
別表第5

研究職給料表

職員等の区分	職務の	1級	2級	3級	4級	5級

		額	額	額	額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	—略—	—略—	—略—	—略—	—略—
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 239,000	基準給料月額 円 280,200	基準給料月額 円 337,800	基準給料月額 円 423,800

備考 (1)及び(2) —略—
教育職給料表(2)

職員等の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	—略—	—略—	—略—	—略—	—略—	—略—
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 230,000	基準給料月額 円 276,900	基準給料月額 円 304,300	基準給料月額 円 330,900	基準給料月額 円 413,500

備考 (1)及び(2) —略—
別表第5

研究職給料表

職員等の区分	職務の	1級	2級	3級	4級	5級

	級	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
	号給					
再任用職員以外の職員等	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一
再任用職員		222,100	264,300	289,400	332,500	392,300

備考 一略一

別表第6

医療職給料表

医療職給料表(1)

職員等の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員等	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

	級	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
	号給					
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 222,100	基準給料月額 円 264,300	基準給料月額 円 289,400	基準給料月額 円 332,500	基準給料月額 円 392,300

備考 一略一

別表第6

医療職給料表

医療職給料表(1)

職員等の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 296,200	基準給料月額 円 338,600	基準給料月額 円 393,000	基準給料月額 円 466,000

備考 一略一

医療職給料表(2)

職員等の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員等	一略一	—	—	—	—	—	—	—
		192,700	219,900	248,500	262,200	288,000	329,300	372,400

備考 一略一

医療職給料表(3)

職員等の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員等	一略一	—	—	—	—	—	—

備考 一略一

医療職給料表(2)

職員等の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	一略一	—	—	—	—	—	—	—
		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
定年前再任用短時間勤務職員		円	円	円	円	円	円	円
		192,700	219,900	248,500	262,200	288,000	329,300	372,400

備考 一略一

医療職給料表(3)

職員等の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	一略一	—	—	—	—	—	—

再任用職員		240,	260,	268,	278,	295,	332,
		100	900	000	500	100	800

備考 一略一

定年前再任用短時間勤務員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円
	240,	260,	268,	278,	295,	332,
	100	900	000	500	100	800

備考 一略一

第10条関係（職員の分限に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項の規定に基づく職員の意に反する休職の事由、法第28条第3項の規定に基づく職員の意に反する降任、免職及び休職の<u>手続及び効果並びに同条第4項の規定に基づく失職の例外</u>に関し定めることを目的とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 及び 2 一略一</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項の規定に基づく職員の意に反する休職<u>及び降給の事由</u>、法第28条第3項の規定に基づく職員の意に反する降任、免職、<u>休職及び降給の手続及び効果並びに同条第4項の規定に基づく失職の例外</u>に関し定めることを目的とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 及び 2 一略一</p> <p>（降給の事由）</p> <p>3 当分の間、職員が次の各号に掲げる規定の適用を受ける場合における法第27条第2項に規定する条例で定める降給の事由は、当該各号に定める事由とする。</p> <p>（1） 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）附則第3項 同項に規定する事由</p> <p>（2） 山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年12月県条例第62号）附則第2項 同項に規定する事由</p> <p>（3） 山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成14年12月県条例第65号）附則第2項 同項に規定する事由</p> <p>（4） 前3号に掲げる規定に相当するもので規則で定めるもの 当該規定に規定する事由</p> <p>（降給の手続）</p> <p>4 前項各号に掲げる規定の適用を受ける職員には、<u>人事委員会規則の規定又は任命権者の定めるところにより、同項各号に掲げる規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。</u></p>

第11条関係（山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 企業局の企業職員で常時勤務を要するもの及び企業局の企業職員で地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「短時間勤務職員」という。）（以下これらを単に「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2及び3 一略一</p> <p>（給料表）</p> <p>第3条 一略一</p> <p>2 給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を定めるものとする。ただし、地方公務員法<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に係る給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級に応じた一の額を定めるものとする。</u></p> <p>（再任用職員等についての適用除外）</p> <p>第18条の2 第6条、第7条、第7条の2第1項（当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して管理者が定める地域に在勤する職員に係る部分を除く。）及び第2項、第7条の3、第10条、第17条並びに前条の規定は再任用職員には適用せず、これらの規定及び第8条の2の規定は育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 企業局の企業職員で常時勤務を要するもの及び企業局の企業職員で地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「短時間勤務職員」という。）（以下これらを単に「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2及び3 一略一</p> <p>（給料表）</p> <p>第3条 一略一</p> <p>2 給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を定めるものとする。ただし、地方公務員法<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に係る給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級に応じた一の額を定めるものとする。</u></p> <p>（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外）</p> <p>第18条の2 第6条、第7条、第7条の2第1項（当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して管理者が定める地域に在勤する職員に係る部分を除く。）及び第2項、第7条の3、第10条、第17条並びに前条の規定は定年前再任用短時間勤務職員には適用せず、これらの規定及び第8条の2の規定は育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 <u>当分の間、職員（管理者が定める職員を除く。）の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、管理者が定める額とする。</u></p>

第12条関係（山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>

- (1) 一略一
- (2) 教育職員 校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

- (1) 一略一
- (2) 教育職員 校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

第13条関係（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定年等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
	目次
	<u>第1章 総則（第1条）</u> <u>第2章 定年制度（第2条－第4条）</u> <u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第5条－第10条）</u> <u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第11条・第12条）</u> <u>第5章 雑則（第13条）</u> 附則 <u>第1章 総則</u>
（趣旨）	（趣旨）
第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第43条第3項の規定に基づき、 <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項及び第2項並びに第28条の3の規定に基づく市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する学校職員（以下「学校職員」という。）の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u>	第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第43条第3項の規定に基づき、 <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づく市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する学校職員（以下「学校職員」という。）の定年等に関し必要な事項を定めるものとする</u>
（定年）	（定年）
第3条 学校職員の定年は、 <u>年齢60年とする。</u> （定年による退職の特例）	第3条 学校職員の定年は、 <u>年齢65年とする。</u> （定年による退職の特例）
第4条 県教育委員会は、定年に達した学校職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、 <u>その学校職員の職務の内容等からみて次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、その学校職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その学校職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u>	第4条 県教育委員会は、定年に達した学校職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、 <u>次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該学校職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該学校職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。</u>

ただし、第8条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した学校職員であつて、定年退職日において管理監督職（次条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている学校職員については、第8条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて県人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該学校職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その学校職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件の特殊性によりその学校職員の退職による欠員を容易に補充することができないため、その学校職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その学校職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 県教育委員会は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、県人事委員会の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その学校職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 県教育委員会は、第1項の規定により学校職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該学校職員の同意を得なければならない。

4 県教育委員会は、第1項の期限又は第2項の

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該学校職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該学校職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該学校職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 県教育委員会は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、県人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該学校職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する学校職員にあつては、当該学校職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 県教育委員会は、第1項の規定により学校職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該学校職員の同意を得なければならない。

4 県教育委員会は、第1項の規定により引き続

規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該学校職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

き勤務することとされた学校職員及び第2項の規定により期限が延長された学校職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該学校職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第5条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、山形県職員等の給与に関する条例(昭和32年8月県条例第30号)第10条第1項に規定する職その他県教育委員会が県人事委員会の承認を得て別に定める職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第6条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準)

第7条 県教育委員会は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たつては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該学校職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第9条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に降任等をする事。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に降任等をする事。

(3) 当該学校職員の他の職への降任等をする際に、当該学校職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める学校職員(以

下この号において「上位職学校職員」という。）
の他の職への降任等もする場合には、第1号
に掲げる基準に従った上での状況その他の事
情を考慮してやむを得ないと認められる場合
を除き、上位職学校職員の降任等をした職が
属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は
当該職制上の段階より下位の職制上の段階に
属する職に降任等をする。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管
理監督職への任用の制限の特例）

第8条 県教育委員会は、他の職への降任等をす
べき管理監督職を占める学校職員について、次
に掲げる事由があると認めるときは、当該学校
職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該
管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達
した日の翌日から同日以後における最初の4月
1日までの間をいう。以下この章において同
じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えな
い期間内（当該期間内に定年退職日がある学校
職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日か
ら定年退職日までの期間内。第3項において同
じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該
管理監督職を占める学校職員に、当該管理監督
職を占めたまま勤務をさせることができる。

（1） 当該職務が高度の知識、技能又は経験を
必要とするものであるため、当該学校職員の
他の職への降任等により生ずる欠員を容易に
補充することができず公務の運営に著しい支
障が生ずること。

（2） 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条
件に特殊性があるため、当該学校職員の他の
職への降任等による欠員を容易に補充するこ
とができず公務の運営に著しい支障が生ずる
こと。

（3） 当該職務を担当する者の交替が当該業務
の遂行上重大な障害となる特別の事情がある
ため、当該学校職員の他の職への降任等によ
り公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 県教育委員会は、前項又はこの項の規定によ
り異動期間（これらの規定により延長された期
間を含む。）が延長された管理監督職を占める
学校職員について、前項各号に掲げる事由が引
き続きあると認めるときは、県人事委員会の承
認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌

日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある学校職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該学校職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 県教育委員会は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める学校職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる学校職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した学校職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該学校職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該学校職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている学校職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該学校職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 県教育委員会は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める学校職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管

理監督職を占める学校職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、県人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る学校職員の同意)

第9条 県教育委員会は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ学校職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第10条 県教育委員会は、第8条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第11条 県教育委員会は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される学校職員その他の法律により任期を定めて任用される学校職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める学校職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める学校職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める学校職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第12条 県教育委員会は、前条本文の規定によるほか、地方公共団体の組合であつて県教育委員会が県人事委員会の承認を得て別に定めるもの

の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(雑則)

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、県教育委員会が県人事委員会の承認を得て別に定める。

附 則
1～3 一略一

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、県教育委員会が県人事委員会の承認を得て別に定める。

附 則
1～3 一略一

(定年に関する経過措置)

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u>	<u>61年</u>
<u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u>	<u>62年</u>
<u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u>	<u>63年</u>
<u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u>	<u>64年</u>

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 県教育委員会は、当分の間、学校職員（臨時的に任用される学校職員その他の法律により任期を定めて任用される学校職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に学校職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された学校職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた学校職員（以下この項において「末日経過学校職員」という。）を除く。）にあつては、当該学校職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過学校職員

にあつては、当該学校職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該学校職員に対し、当該学校職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

第14条関係（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（職員等の派遣）</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員等とする。</p> <p>（1）～（5） 一略一</p> <p>（6）～（8） 一略一</p>	<p>（職員等の派遣）</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員等とする。</p> <p>（1）～（5） 一略一</p> <p><u>（6）山形県職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>（7）市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定年等に関する条例第8条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>（8）～（10） 一略一</p>

第15条関係（山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（育児休業をすることができない職員等）</p> <p>第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員等とする。</p> <p>（1）～（3） 一略一</p> <p>（4） 一略一</p> <p>（育児短時間勤務をすることができない職員</p>	<p>（育児休業をすることができない職員等）</p> <p>第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員等とする。</p> <p>（1）～（3） 一略一</p> <p><u>（4）山形県職員の定年等に関する条例（昭和58年12月県条例第31号）第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>（5）市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定年等に関する条例（昭和58年12月県条例第37号）第8条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>（6） 一略一</p> <p>（育児短時間勤務をすることができない職員</p>

等)

第10条 法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員等とする。

(1)～(3) 一略一

(育児短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第15条 育児短時間勤務をしている職員等(以下「育児短時間勤務職員」という。)についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

一略一	一略一	一略一
第5条第5項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第12条の6第2項第2号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員等(以下「育児短時間勤務職員」という。)
第15条第2項及び第3項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
一略一	一略一	一略一

(育児短時間勤務職員についての職員勤務時間条例の特例)

第17条 育児短時間勤務職員についての職員勤務時間条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる職員勤務時間条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

等)

第10条 法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員等とする。

(1)～(3) 一略一

(4) 山形県職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(5) 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定年等に関する条例第8条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(育児短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第15条 育児短時間勤務をしている職員等(以下「育児短時間勤務職員」という。)についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

一略一	一略一	一略一
第12条の6第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員等(以下「育児短時間勤務職員」という。)
第15条第2項及び第3項	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
一略一	一略一	一略一

(育児短時間勤務職員についての職員勤務時間条例の特例)

第17条 育児短時間勤務職員についての職員勤務時間条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる職員勤務時間条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

一略一	一略一	一略一
第2条第4項及び第5項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
一略一	一略一	一略一

(育児短時間勤務職員についての職員休日休暇条例の特例)

第18条 育児短時間勤務職員についての職員の休日及び休暇に関する条例（昭和26年12月県条例第64号。以下「職員休日休暇条例」という。）第4条の規定の適用については、同条第1項第1号中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」とあるのは、「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員」とする。

(育児短時間勤務職員についての県立学校職員勤務時間等条例の特例)

第19条 育児短時間勤務職員についての県立学校職員勤務時間等条例の規定（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の適用については、次の表の左欄に掲げる県立学校職員勤務時間等条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

一略一	一略一	一略一
第4条第1項及び第2項並びに第9条第1項第1号	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
一略一	一略一	一略一

(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第27条 任期付短時間勤務職員（企業職員等を除く。以下同じ。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

一略一	一略一	一略一
第2条第4項及び第5項	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
一略一	一略一	一略一

(育児短時間勤務職員についての職員休日休暇条例の特例)

第18条 育児短時間勤務職員についての職員の休日及び休暇に関する条例（昭和26年12月県条例第64号。以下「職員休日休暇条例」という。）第4条の規定の適用については、同条第1項第1号中「地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」とあるのは、「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員」とする。

(育児短時間勤務職員についての県立学校職員勤務時間等条例の特例)

第19条 育児短時間勤務職員についての県立学校職員勤務時間等条例の規定（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の適用については、次の表の左欄に掲げる県立学校職員勤務時間等条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

一略一	一略一	一略一
第4条第1項及び第2項並びに第9条第1項第1号	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
一略一	一略一	一略一

(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第27条 任期付短時間勤務職員（企業職員等を除く。以下同じ。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

れ同表の右欄に掲げる字句とする。

一略一	一略一	一略一
第12条の6第2項第2号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員等（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
第13条の7第1項、第13条の8第1項並びに第15条第2項及び第3項	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
一略一	一略一	一略一
第23条の2（見出しを含む。）	再任用職員	任期付短時間勤務職員

（任期付短時間勤務職員についての職員勤務時間条例の特例）

第29条 任期付短時間勤務職員についての職員勤務時間条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる職員勤務時間条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条第2項	法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項に規	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」
--------	--	---

れ同表の右欄に掲げる字句とする。

一略一	一略一	一略一
第12条の6第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員等（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
第13条の7第1項、第13条の8第1項並びに第15条第2項及び第3項	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
一略一	一略一	一略一
第23条の2（見出しを含む。）	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

（任期付短時間勤務職員についての職員勤務時間条例の特例）

第29条 任期付短時間勤務職員についての職員勤務時間条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる職員勤務時間条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条第2項	法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」
--------	--	---

	定する短 時間勤務 の職を占 めるもの (以下 「再任用 短時間勤 務職員 —略—	
第2条 第4項 及び第 5項並 びに第 5条	再任用短 時間勤務 職員	任期付短時間勤務職員

(任期付短時間勤務職員についての職員休日休
暇条例の特例)

第30条 任期付短時間勤務職員についての職員休
日休暇条例の規定の適用については、次の表の
左欄に掲げる職員休日休暇条例の規定中同表の
中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲
げる字句とする。

第4条 第1項 第1号	地方公務 員法第28 条の4第 1項、第 28条の5 第1項又 は第28条 の6第1 項若しく は第2項 の規定に より採用 された職 員で同法 第28条の 5第1項 に規定す る短時間 勤務の職 を占める もの(以 下「再任	地方公務員の育児休業 等に関する法律(平成3 年法律第110号)第18条 第1項の規定により採 用された職員(以下「任 期付短時間勤務職員
-------------------	--	--

	—略—	—略—
第2条 第4項 及び第 5項並 びに第 5条	定年前再 任用短時 間勤務職 員	任期付短時間勤務職員

(任期付短時間勤務職員についての職員休日休
暇条例の特例)

第30条 任期付短時間勤務職員についての職員休
日休暇条例の規定の適用については、次の表の
左欄に掲げる職員休日休暇条例の規定中同表の
中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲
げる字句とする。

第4条 第1項 第1号	地方公務 員法第22 条の4第 1項又は 第22条の 5第1項 の規定に より採用 された職 員(以下 「定年前 再任用短 時間勤務 職員	地方公務員の育児休業 等に関する法律(平成3 年法律第110号)第18条 第1項の規定により採 用された職員(以下「任 期付短時間勤務職員
-------------------	--	--

	用短時間 勤務職員	
第10条	再任用短 時間勤務 職員	任期付短時間勤務職員

(任期付短時間勤務職員についての県立学校職員勤務時間等条例の特例)

第31条 任期付短時間勤務職員についての県立学校職員勤務時間等条例の規定（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の適用については、次の表の左欄に掲げる県立学校職員勤務時間等条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条 第2項	地方公務 員法第28 条の4第 1項、第 28条の5 第1項又 は第28条 の6第1 項若しく は第2項 の規定に より採用 された学 校職員で 同法第28 条の5第 1項に規 定する短 時間勤務 の職を占 めるもの (以下 「再任用 短時間勤 務職員」 と略す)	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された学校職員(以下「任期付短時間勤務職員」と略す)
第4条 第1項 及び第	再任用短 時間勤務 職員	任期付短時間勤務職員

第10条	定年前再 任用短時 間勤務職 員	任期付短時間勤務職員

(任期付短時間勤務職員についての県立学校職員勤務時間等条例の特例)

第31条 任期付短時間勤務職員についての県立学校職員勤務時間等条例の規定（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の適用については、次の表の左欄に掲げる県立学校職員勤務時間等条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条 第2項	地方公務 員法第22 条の4第 1項又は 第22条の 5第1項 の規定に より採用 された学 校職員 (以下 「定年前 再任用短 時間勤務 職員」 と略す)	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された学校職員(以下「任期付短時間勤務職員」と略す)
第4条 第1項 及び第	定年前再 任用短時 間勤務職 員	任期付短時間勤務職員

2項、第 9条第 1項第 1号並 びに第 17条		
---	--	--

(部分休業をすることができない職員等)

第32条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員等とする。

(1) 一略一

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員等で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものを除く。次条において同じ。）

附 則

1 一略一

(給与条例附則第18項の規定により号給が調整される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

2 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第18項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号。以下「育児休業条例」という。）第17条の規定により読み替えられた職員勤務時間条例第2条第1項又は育児休業条例第19条の規定により読み替えられた県立学校職員勤務時間等条例第3条第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項又は県立学校職員勤務時間等条例第3条第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 法第17条の規定による短時間勤務をしている職員等が給与条例附則第18項の規定により号給が調整される場合における第25条第1項の規定の適用については、同項中「第21条まで」とあるのは、「第21条まで及び附則第6項」とする。

2項、第 9条第 1項第 1号並 びに第 17条	員	
---	---	--

(部分休業をすることができない職員等)

第32条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員等とする。

(1) 一略一

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員等を除く。次条において同じ。）

附 則

1 一略一

(削る)

(削る)

4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例附則第18項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号。以下「育児休業条例」という。）第29条の規定により読み替えられた職員勤務時間条例第2条第2項又は育児休業条例第31条の規定により読み替えられた県立学校職員勤務時間等条例第3条第2項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項又は県立学校職員勤務時間等条例第3条第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(削る)

(給与条例附則第3項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

2 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第3項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号。以下「育児休業条例」という。）第17条の規定により読み替えられた職員勤務時間条例第2条第1項又は育児休業条例第19条の規定により読み替えられた県立学校職員勤務時間等条例第3条第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項又は県立学校職員勤務時間等条例第3条第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 法第17条の規定による短時間勤務をしている職員等が給与条例附則第3項の規定の適用を受ける場合における第25条第1項の規定の適用については、同項中「第21条まで」とあるのは、「第21条まで及び附則第2項」とする。

第16条関係（公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(職員等の派遣)	(職員等の派遣)

第2条 一略一

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員等とする。

(1)～(5) 一略一

(6)～(8) 一略一

3 一略一

第2条 一略一

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員等とする。

(1)～(5) 一略一

(6) 山形県職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(7) 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定年等に関する条例第8条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(8)～(10) 一略一

3 一略一

第17条関係（山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(給与の種類)	(給与の種類)
第2条 病院事業局の企業職員で常時勤務を要するもの及び病院事業局の企業職員で地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第28条の5第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「短時間勤務職員」という。）（以下これらを単に「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。	第2条 病院事業局の企業職員で常時勤務を要するもの及び病院事業局の企業職員で地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第22条の4第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「短時間勤務職員」という。）（以下これらを単に「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。
2及び3 一略一	2及び3 一略一
(給料表)	(給料表)
第3条 一略一	第3条 一略一
2 給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を設けて定めるものとする。ただし、地方公務員法 <u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u> の規定により採用された職員（以下「 <u>再任用職員</u> 」という。）に係る給料表の給料額は、職務の級を設け、当該職務の級に応じた一の額を定めるものとする。	2 給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を設けて定めるものとする。ただし、地方公務員法 <u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u> の規定により採用された職員（以下「 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 」という。）に係る給料表の給料額は、職務の級を設け、当該職務の級に応じた一の額を定めるものとする。
(再任用職員等についての適用除外)	(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)
第23条 第6条、第7条、第8条第1項（当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して管理者が定める地域に在勤する職員に係る部分を除く。）、第2項及び第3項、第9条、第21条並びに前条の規	第23条 第6条、第7条、第8条第1項（当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して管理者が定める地域に在勤する職員に係る部分を除く。）、第2項及び第3項、第9条、第21条並びに前条の規

定は再任用職員には適用せず、これらの規定及び第11条の規定は育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

定は定年前再任用短時間勤務職員には適用せず、これらの規定及び第11条の規定は育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、職員(管理者が定める職員を除く。)の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、管理者が定める額とする。

第18条関係 (山形県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

現 行	改 正 案
(任命権者の報告) 第2条 一略一 2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。 (1) 職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)の任免及び職員数の状況 (2)～(11) 一略一	(任命権者の報告) 第2条 一略一 2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。 (1) 職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)の任免及び職員数の状況 (2)～(11) 一略一

第19条関係 (山形県職員の退職管理に関する条例の一部改正)

現 行	改 正 案
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員(臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員(臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

附則第26条関係 (山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

現 行	改 正 案
附 則 1～4 一略一 5 適用日に在職する職員(適用日にこの条例による改正前の山形県職員等に対する退職手当支給条例(以下「旧条例」という。)第8条の2第1項に規定する公庫等職員(以下「指定法人	附 則 1～4 一略一 5 適用日に在職する職員(適用日にこの条例による改正前の山形県職員等に対する退職手当支給条例(以下「旧条例」という。)第8条の2第1項に規定する公庫等職員(以下「指定法人

職員」という。)として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったものを含む。以下次項及び附則第7項において同じ。)のうち、適用日以後に新条例第4条から第6条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第4条から第6条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。

6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第4条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第6条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第6条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。

8 条例第63号附則第3項の規定の適用を受ける職員で附則第5項から前項までの規定に該当する者に対する退職手当の額は、新条例第3条から第6条の3まで及び第7条から第7条の5まで、条例第63号附則第3項並びにこの条例附則第5項から前項まで又は附則第16項の規定にかかわらず、その者につき条例第63号による改正前の山形県職員等に対する退職手当支給条例の規定により計算した退職手当の額と新条例及び附則第5項から前項まで又は附則第16項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。

職員」という。)として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったものを含む。以下次項及び附則第7項において同じ。)のうち、適用日以後に山形県職員等に対する退職手当支給条例第4条から第6条まで又は附則第16項若しくは第17項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同条例第4条から第6条の3の2まで及び附則第16項から第20項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。

6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に山形県職員等に対する退職手当支給条例第4条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は同条例第6条の2（同条例第6条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第19項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に山形県職員等に対する退職手当支給条例第6条又は附則第17項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。

8 条例第63号附則第3項の規定の適用を受ける職員で附則第5項から前項までの規定に該当する者に対する退職手当の額は、山形県職員等に対する退職手当支給条例第3条から第6条の3の2まで及び第7条から第7条の5まで、条例第63号附則第3項並びにこの条例附則第5項から前項まで又は附則第16項の規定にかかわらず、その者につき条例第63号による改正前の山形県職員等に対する退職手当支給条例の規定により計算した退職手当の額と山形県職員等に対する退職手当支給条例及び附則第5項から前項まで又は附則第16項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。

9～13 一略一

14 附則第9項に規定する者又は附則第11項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第3条及び第7条の5の規定による退職手当の額は、新条例第3条から第6条の3まで及び第7条から第7条の5まで、条例第63号附則第3項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第63号附則第3項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

(1) 新条例第3条から第6条の3まで及び第7条から第7条の5まで、条例第63号附則第3項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定により計算した額

(2) 一略一

15～39 一略一

9～13 一略一

14 附則第9項に規定する者又は附則第11項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する山形県職員等に対する退職手当支給条例第3条及び第7条の5の規定による退職手当の額は、同条例第3条から第6条の3の2まで及び第7条から第7条の5まで、条例第63号附則第3項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第63号附則第3項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

(1) 山形県職員等に対する退職手当支給条例第3条から第6条の3の2まで及び第7条から第7条の5まで、条例第63号附則第3項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定により計算した額

(2) 一略一

15～39 一略一

附則第27条関係（山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>1 一略一 (経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の山形県職員等に対する退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の山形県職員等に対する退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第4条から第6条の2まで、第7条及び附則第35項から第37項まで、附則第9項の規定による改正前の山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭</p>	<p>附 則</p> <p>1 一略一 (経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の山形県職員等に対する退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の山形県職員等に対する退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第4条から第6条の2まで、第7条及び附則第35項から第37項まで、附則第9項の規定による改正前の山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭</p>

和37年12月県条例第63号。以下この項及び附則第4項において「条例第63号」という。) 附則第3項、附則第10項の規定による改正前の山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和48年7月県条例第38号。以下この項及び附則第4項において「条例第38号」という。) 附則第5項から第8項まで並びに附則第13項の規定による改正前の山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成15年10月県条例第48号。以下この項及び附則第4項において「条例第48号」という。) 附則第4項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第6条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第35項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の83.7)を乗じて得た額が、山形県職員等に対する退職手当支給条例第3条から第6条の3まで及び第7条から第7条の5まで並びに附則第6項から第8項まで、附則第6項、附則第7項、附則第9項の規定による改正後の条例第63号附則第3項、条例第38号附則第5項から第8項まで並びに条例第48号附則第4項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3～13 一略一

和37年12月県条例第63号。以下この項及び附則第4項において「条例第63号」という。) 附則第3項、附則第10項の規定による改正前の山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和48年7月県条例第38号。以下この項及び附則第4項において「条例第38号」という。) 附則第5項から第8項まで並びに附則第13項の規定による改正前の山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例(平成15年10月県条例第48号。以下この項及び附則第4項において「条例第48号」という。) 附則第4項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第6条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第35項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の83.7)を乗じて得た額が、山形県職員等に対する退職手当支給条例第3条から第6条の3の2まで及び第7条から第7条の5まで並びに附則第6項から第8項まで、附則第6項、附則第7項、附則第9項の規定による改正後の条例第63号附則第3項、条例第38号附則第5項から第8項まで並びに条例第48号附則第4項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3～13 一略一

附則第8項関係（山形県情報公開条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(開示請求に対する決定等)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求に係る公文書の開示をするときは、開示請求があった日から<u>起算して15日</u>以内に、開示の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を通知しなければならない。ただし、第4条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る公文書の開示をしないときは、開示請求があった日から<u>起算して15日</u>以内に、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を通知しなければならない。</p> <p>3 一略一</p> <p>4 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から<u>起算して45日</u>以内にその<u>すべて</u>について開示等決定をすることにより事務又は事業の実施に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、実施機関は、当該公文書の相当の部分につき、当該期間内に開示等決定をし、残りの部分については、相当の期間内に開示等決定をすれば足りる。この場合においては、第1項及び第2項の期間内に前項後段の規定の例により開示請求者に通知しなければならない。</p> <p>(他の制度との調整)</p>	<p>(開示請求に対する決定等)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求に係る公文書の開示をするときは、開示請求があった日から<u>14日</u>以内に、開示の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を通知しなければならない。ただし、第4条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る公文書の開示をしないときは、開示請求があった日から<u>14日</u>以内に、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を通知しなければならない。</p> <p>3 一略一</p> <p>4 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から<u>44日</u>以内にその<u>全て</u>について開示等決定をすることにより事務又は事業の実施に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、実施機関は、当該公文書の相当の部分につき、当該期間内に開示等決定をし、残りの部分については、相当の期間内に開示等決定をすれば足りる。この場合においては、第1項及び第2項の期間内に前項後段の規定の例により開示請求者に通知しなければならない。</p> <p>(他の制度との調整)</p>
<p>第12条 法令等（<u>山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）</u>を除く。）の規定により公文書を閲覧し、若しくは縦覧し、又は公文書の写しの交付を受けることができる場合における当該公文書の閲覧若しくは縦覧又は写しの交付については、当該法令等の定めるところによる。</p>	<p>第12条 法令等の規定により公文書を閲覧し、若しくは縦覧し、又は公文書の写しの交付を受けることができる場合における当該公文書の閲覧若しくは縦覧又は写しの交付については、当該法令等の定めるところによる。</p>

附則第9項関係（住民基本台帳法施行条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(審議会)</p> <p>第5条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、<u>山形県個人情報保護運営審議会</u>とする。</p>	<p>(審議会)</p> <p>第5条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、<u>山形県情報公開・個人情報保護審査会</u>とする。</p>

附則第10項関係（山形県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(設置)</p> <p>第1条 山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）第11条及び山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第22条の規定による諮問に応じ、調査審議させるため、山形県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）第11条、<u>個人情報</u>の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項及び<u>個人情報</u>の保護に関する法律施行条例（令和4年12月県条例第 号。以下「施行条例」という。）第9条の規定による諮問に応じ、調査審議させるため、山形県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 諮問庁 山形県情報公開条例第11条の規定により審査会に諮問した同条例第2条第1号に規定する実施機関及び山形県個人情報保護条例第22条の規定により審査会に諮問した同条例第2条第2号に規定する実施機関をいう。</p> <p>(2) 審査請求に係る公文書 山形県情報公開条例第7条第3項に規定する開示等決定若しくは同条例第4条第3項に規定する開示請求に係る不作為についての審査請求に係る同条例第2条第3号に規定する公文書又は山形県個人情報保護条例第13条第1項（同条例第19条及び第21条において準用する場合を含む。）の規定による決定若しくは同条例第11条第2項に規定する開示請求、同条例第17条第2項に規定する訂正請求若しくは同条例第20条第2項に規定する利用停止請求に係る不作為についての審査請求に係る同条例第2条第1号に規定する<u>個人情報</u>が記載された同条例第5号に規定する公文書をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 諮問庁 山形県情報公開条例第11条の規定により審査会に諮問した同条例第2条第1号に規定する実施機関及び<u>法</u>第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により審査会に諮問した<u>施行条例</u>第3条第1項に規定する実施機関をいう。</p> <p>(2) 審査請求に係る公文書等 山形県情報公開条例第7条第3項に規定する開示等決定若しくは同条例第4条第3項に規定する開示請求に係る不作為についての審査請求に係る同条例第2条第3号に規定する公文書又は<u>法</u>第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等若しくは<u>法</u>第76条第2項、第90条第2項若しくは第98条第2項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に係る<u>法</u>第60条第1項に規定する<u>保有個人情報</u>が記録されている同項に規定する<u>地方公共団体等行政文書</u>をいう。</p> <p>(<u>専門委員</u>)</p> <p>第8条 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、<u>専門委員</u>を置くことができる。</p> <p>2 <u>専門委員</u>は、当該専門の事項に関して学識経験のある者のうちから、知事が任命する。</p> <p>3 <u>専門委員</u>は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、<u>解任</u>されるものとする。</p>
<p>(調査等)</p>	<p>(調査等)</p>

第8条 審査会は、必要と認めるときは、諮問庁に対し、審査請求に係る公文書の提示、必要な書類その他の物件の提出又は諮問に関する説明を求めることができる。

2～5 一略一

第9条～第11条 一略一

第9条 審査会は、必要と認めるときは、諮問庁に対し、審査請求に係る公文書等の提示、必要な書類その他の物件の提出又は諮問に関する説明を求めることができる。

2～5 一略一

第10条～第12条 一略一

附則第11項関係（山形県公文書等の管理に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
（特定歴史公文書の保存等）	（特定歴史公文書の保存等）
第14条 一略一	第14条 一略一
2 一略一	2 一略一
3 知事は、特定歴史公文書に個人情報（ <u>個人</u> に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と <u>照合</u> することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。	3 知事は、特定歴史公文書に個人情報（ <u>生存する個人</u> に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と <u>容易に照合</u> することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。
4 一略一	4 一略一

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案																		
<p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 知事の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務</th> <th style="text-align: center;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～5 ー略ー</td> <td>ー略ー</td> </tr> <tr> <td>6 法に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(4) ー略ー</td> <td>米沢市、鶴岡市、酒田市、天童市及び川西町</td> </tr> <tr> <td>(5)～(8) ー略ー</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7～49 ー略ー</td> <td>ー略ー</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 ー略ー</p>	事務	市町村	1～5 ー略ー	ー略ー	6 法に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(4) ー略ー	米沢市、鶴岡市、酒田市、天童市及び川西町	(5)～(8) ー略ー		7～49 ー略ー	ー略ー	<p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 知事の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事務</th> <th style="text-align: center;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～5 ー略ー</td> <td>ー略ー</td> </tr> <tr> <td>6 法に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(4) ー略ー (5) <u>法第59条第7項の規定による情報の提供の要求（法第59条の2第1項に規定する施設に係るものに限る。）</u> (6) <u>法第59条第9項の規定による命令をした旨の公表（第4号に規定する命令に係るものに限る。）</u> (7)～(10) ー略ー</td> <td>米沢市、鶴岡市、酒田市、天童市及び川西町</td> </tr> <tr> <td>7～49 ー略ー</td> <td>ー略ー</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 ー略ー</p>	事務	市町村	1～5 ー略ー	ー略ー	6 法に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(4) ー略ー (5) <u>法第59条第7項の規定による情報の提供の要求（法第59条の2第1項に規定する施設に係るものに限る。）</u> (6) <u>法第59条第9項の規定による命令をした旨の公表（第4号に規定する命令に係るものに限る。）</u> (7)～(10) ー略ー	米沢市、鶴岡市、酒田市、天童市及び川西町	7～49 ー略ー	ー略ー
事務	市町村																		
1～5 ー略ー	ー略ー																		
6 法に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(4) ー略ー	米沢市、鶴岡市、酒田市、天童市及び川西町																		
(5)～(8) ー略ー																			
7～49 ー略ー	ー略ー																		
事務	市町村																		
1～5 ー略ー	ー略ー																		
6 法に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(4) ー略ー (5) <u>法第59条第7項の規定による情報の提供の要求（法第59条の2第1項に規定する施設に係るものに限る。）</u> (6) <u>法第59条第9項の規定による命令をした旨の公表（第4号に規定する命令に係るものに限る。）</u> (7)～(10) ー略ー	米沢市、鶴岡市、酒田市、天童市及び川西町																		
7～49 ー略ー	ー略ー																		

山形県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案																						
<p><u>山形県個人番号の利用に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の<u>利用</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の<u>利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第4条 法第19条第11号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる県の執行機関が、同表の第3欄に掲げる県の執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる県の執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p>																						
<p>第4条 一略一</p> <p>別表第1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">執行機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4</td> <td>一略一</td> </tr> <tr> <td>5及び6</td> <td>一略一</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>私立の高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)に在学する生徒等の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。第9項及び第15項を除き、以下同じ。)に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>8～15</td> <td>一略一</td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	1～4	一略一	5及び6	一略一	7	私立の高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)に在学する生徒等の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。第9項及び第15項を除き、以下同じ。)に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	8～15	一略一	<p>第5条 一略一</p> <p>別表第1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">執行機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4</td> <td>一略一</td> </tr> <tr> <td>5 知事</td> <td>生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>6及び7</td> <td>一略一</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>私立の高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)に在学する生徒等の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。第10項及び第16項を除き、以下同じ。)に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>9～16</td> <td>一略一</td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	1～4	一略一	5 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	6及び7	一略一	8	私立の高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)に在学する生徒等の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。第10項及び第16項を除き、以下同じ。)に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	9～16	一略一
執行機関	事務																						
1～4	一略一																						
5及び6	一略一																						
7	私立の高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)に在学する生徒等の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。第9項及び第15項を除き、以下同じ。)に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの																						
8～15	一略一																						
執行機関	事務																						
1～4	一略一																						
5 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの																						
6及び7	一略一																						
8	私立の高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)に在学する生徒等の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。第10項及び第16項を除き、以下同じ。)に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの																						
9～16	一略一																						
<p>別表第2</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">執行機関</th> <th style="width: 35%;">事務</th> <th style="width: 50%;">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4</td> <td>一略一</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	特定個人情報	1～4	一略一		<p>別表第2</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">執行機関</th> <th style="width: 35%;">事務</th> <th style="width: 50%;">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4</td> <td>一略一</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	特定個人情報	1～4	一略一											
執行機関	事務	特定個人情報																					
1～4	一略一																						
執行機関	事務	特定個人情報																					
1～4	一略一																						

5 知事	生活に困窮する外	児童福祉法の規定
	国人に対する保護	による小児慢性特
	の決定及び実施又	定疾病医療費、療
	は徴収金の徴収に	育の給付又は障害
	関する事務であつ	児入所給付費の支
	て規則で定めるも	給に関する情報で
	の	あつて規則で定め
		るもの
		生活保護法の規定
		による保護の実施
		又は就労自立給付
		金若しくは進学準
		備給付金の支給に
		関する情報であつ
		て規則で定めるも
	の	
	児童扶養手当法の	
	規定による児童扶	
	養手当の支給に関	
	する情報であつて	
	規則で定めるもの	
	母子及び父子並び	
	に寡婦福祉法の規	
	定による資金の貸	
	付け又は給付金の	
	支給に関する情報	
	であつて規則で定	
	めるもの	
	特別児童扶養手当	
	等の支給に関する	
	法律（昭和39年法	
	律第134号）の規定	
	による特別児童扶	
	養手当、障害児福	
	祉手当又は特別障	
	害者手当の支給に	
	関する情報であつ	
	て規則で定めるも	
	の	
	国民年金法等の一	
	部を改正する法律	
	（昭和60年法律第	
	34号）附則第97条	
	第1項の規定によ	

			る福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
			労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）の規定による職業転換給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
			中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
			障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
			難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3

執行機関	事務	執行機関	特定個人情報
知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律の規定による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の規定による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの